

公立学校共済組合の 貸付けを受けている方へ

お問い合わせ ☎

経理・貸付班 043-223-4122

他共済組合 { 市町村共済組合(市町村教育委員会)
地方職員共済組合千葉県支部(知事部局等)
国家公務員共済組合(国の機関)

} へ異動が決まったら…?

貸付金の全額返済が必要となります! (地方職員共済組合千葉県支部、国家公務員共済組合へ
異動する場合は、条件により一部例外があります)



公立学校共済組合で貸付けを受けている方が人事異動等により他の共済組合へ転出することとなった場合、所属所事務担当者へ貸付けがあることを伝えてください。所属所事務担当者が作成する**「転出入及び退職(予定)者報告書」(様式第31号)**の提出を受けて、公立学校共済組合より本人あてに貸付金返済に必要な書類一式を発行します。

手続きが遅れますと異動先の共済組合での借替え手続きに影響を及ぼしたり、**利息の負担**が増加する場合がありますので、**異動が判明した時点で速やかに報告**してください。

返済方法については、以下の①～③のいずれかを選択してください。

③は地方職員共済組合千葉県支部に転出する場合に選択可能です。

(国家公務員共済組合に転出する方で、団体信用生命保険に加入している方は、③と同様の取り扱いができる場合があります。該当者には個別に詳細についてご連絡します。)

①自己資金で全額返済する

貸付金返済に必要な書類一式を送付しますので、書類に記載されている指定期日までにお振り込みください。

②異動先の他共済組合から貸付けを受けて返済する(借替え)

貸付金返済に必要な書類一式を送付しますので、返済資金を異動先の共済組合から借り受け、書類に記載されている指定期日までにお振り込みください。

なお、地方職員共済組合千葉県支部で貸付けを受ける場合は、一部手続きが異なります。

借替えの流れ

※地方職員共済組合千葉県支部について「地共済」としています。

3月末

「転出入及び退職(予定)者報告書」(様式第31号)の提出後、公立学校共済組合から貸付金返済に必要な書類一式(*)が所属所を通して送付されます。

4月はじめ

異動先の共済組合で貸付けを申込みます。
◎「残高証明書」、「組合員貸付金の交付に関する承諾書」(地共済の場合のみ)が必要となります。

申込期限に注意!

4月下旬

異動先の共済組合より貸付金が送金されたら、「振込依頼書」を使用して公立学校共済組合へ振り込みます。(地共済の借替えの場合は、直接当共済組合へ送金されます。)

返済期限を厳守!

※「残高証明書」、「振込依頼書」、「組合員貸付金の交付に関する承諾書」(地共済で借替えの場合のみ)

注意事項

- (1)異動先の貸付制度により全額借りられない場合もあります。(詳細は異動先の共済組合へお問い合わせください。)
- (2)異動先での**貸付申込期限**と公立学校共済組合への**返済期限**を確認の上、速やかに手続きをしてください。
- (3)**返済期限までに必ずお振り込みください**。期限が近付いても入金がない場合は、個別に入金予定日等の確認の連絡をしますので、早めの入金にご協力ください。また、期限を過ぎますと、返済額に経過月数分の**利息が加算されます**ので、ご注意ください。

③引き続き公立学校共済組合千葉支部への返済を継続する(徴収嘱託制度)

徴収嘱託制度については、平成28年2月26日付け公立千第428号「平成27年度末人事異動に伴う貸付関係事務手続きについて(通知)」を参照し、内容等を確認の上、希望する場合は「徴収嘱託申出書」を下記期限までに提出してください。

徴収嘱託申出書 提出期限:3月28日(月)【必着】 様式第31号と併せて提出して下さい。

ご確認ください!

- ◆ **市立高校と県立学校間の異動**や**他支部(他県の公立学校)との異動**の場合も「**転出入及び退職(予定)者報告書(様式第31号)**」の提出が必要ですが、継続して貸付金の償還を行うことが可能なため、全額返済の手続きは不要です。
- ◆ 転出入に関する手続きの詳細については、**平成28年2月26日付け公立千第428号「平成27年度末人事異動に伴う貸付関係事務手続きについて(通知)」**をご確認ください。

共済貸付利率のご案内 (平成28年3月・4月貸付分適用)

お問い合わせ ☎

経理・貸付班 043-223-4122

種別	年利(A)	保険料充当金率(B)	実質利率(A)+(B)
一般、住宅、教育、医療、結婚、葬祭	2.66%	0.06%	2.72%
住宅災害、災害	2.22%		2.28%
介護構造部分に係る住宅・住宅災害	2.40%		2.46%

※貸付けの金利は、変動金利です。
 ※平成19年3月までに貸付けを受けた方については、(A)の利率のみが適用されます。
 ※この他に特別貸付け、高額医療貸付け、出産貸付けがあります。詳細はご相談ください。

互助会貸付を受けている会員が 退職等をする場合の手続きについて

お問い合わせ ☎

互助会 043-223-4119

退職、他の共済組合(市町村共済等)又は他県へ異動する場合

互助会員の資格を喪失することになりますので、退職時(異動時)の貸付残額と利息を**一括返済**していただきます。(公立学校共済組合千葉支部間の異動を除く。)

退会時に返還する退職慰労金を貸付残額に充当し、不足が出る場合は、振込書にて送金していただきます。返済のご用意をお願いします。

手続きの流れ

●3月末退職等の場合

4月中旬

償還額のお知らせを御自宅宛に送付
不足額の出る方は、振込書を同封



4月末まで

償還金を振込
(退職慰労金で相殺し
不足の出る方のみ)



6月～

完済者に所属を通じ、
借用証書を返付

★退職慰労金返還請求書は、速やかに提出してください。

★償還金振込期限までに返済がない場合は利息が加算されますのでご注意ください。